

医療的ケア児支援センターの設置に向けた検討について

1 センターに求められる役割と機能

(1) 医療的ケア児支援法（抄）

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

二 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

三 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、第一項に規定する業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

(2) 支援センター業務の具体的な内容等（令和3年8月31日国通知より）

①医療的ケア児等からの相談への助言等（法第14条第1項第1号）

- ・ 相談内容に応じて、地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介
- ・ 関係機関等への連絡・調整を行い、切れ目のない相談・援助に努める

②関係機関等並びにこれに従事する者への情報提供及び研修（同2号）

(ア) 情報提供

- ・ 医療的ケア児等のニーズ、調整困難ケースについて、適切に支援に繋がった好事例、最新の施策等の情報を把握し、関係機関等に共有
- ・ 提供すべき情報は、業務を通じて把握するほか、県や市町等の協議の場において把握

(イ) 研修

地域における医療的ケア児支援に関わる人材の養成

医療的ケア児等支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、喀痰吸引研修、その他関係機関等のニーズに応じて企画する研修等

③関係機関等との連絡調整（同第3号）

（ア）個々のケースに係る連絡調整

- ・ 複数機関等との調整を要する相談内容について、市町村、相談支援事業所、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、検討や対応を行う
- ・ コーディネーターからの相談について、助言や好事例の紹介を行う
- ・ センターでの助言等が困難な内容については、助言等を行える機関の紹介や当該機関との連絡調整を行う
- ・ 地域のコーディネーターに対応を引き継いだ後も、適宜、フォローアップを行う

（イ）地域の支援状況等に係る連絡調整

- ・ 市町村の情報を収集し、横展開を図っていく

2 医療的ケア児支援センターに求める機能（案）

（1）医療的ケア児等への相談対応、情報提供・助言等

- ・ 医療的ケア児等からの相談内容に応じ、各種支援制度や地域において活用可能な社会資源（施策）等の情報を提供しつつ、適切な関係機関を紹介する。
- ・ 相談対応においては、医療的ケア児等の相談に係る一元的な窓口である市町や市町に配置するコーディネーターに引き継ぐことを基本としつつ、困難事例や広域調整の必要がある場合等に地域のコーディネーターを支援する。

（2）関係機関等との連絡調整、地域支援

- ・ 地域における医療的ケア児支援体制の整備が促進されるよう、市町の医療的ケア児支援に係る協議の場への出席等を通じて、市町や地域における多職種の関係機関が連携して支援する体制づくりの指導・助言を実施する。
- ・ 地域における医療的ケア児等への支援が推進されるよう、担当地域内の市町その他関係機関等からの医療的ケア児等支援に係る情報を収集し、状況の共有を行う。

（3）関係機関等への情報提供、従事者研修

- ・ 地域の関係機関等に対し、医療的ケア児等支援に係るニーズ及び対応事例や地域資源等の情報提供を行うほか、関係機関等からの専門性の高い相談への助言等を実施する。
- ・ 県医療的ケア児等支援者及びコーディネーター養成研修の実施。